

国立大学法人東京農工大学連携リング規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学連携リング規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考							
<p>(拠点の設置) 第9条 (略) 2 連携リングに置く拠点は別表のとおりとする。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="176 437 472 560"> <tr><td>科学立国研究拠点</td></tr> <tr><td>生存科学研究拠点</td></tr> <tr><td>実践型研究人材養成拠点</td></tr> </table>	科学立国研究拠点	生存科学研究拠点	実践型研究人材養成拠点	<p>(拠点の設置) 第9条 (略) 2 連携リングに置く拠点は別表のとおりとする。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1072 437 1628 603"> <tr><td>科学立国研究拠点</td></tr> <tr><td>生存科学研究拠点</td></tr> <tr><td>実践型研究人材養成拠点</td></tr> <tr><td>グリーンナノバイオエレクトロニクス研究拠点</td></tr> </table>	科学立国研究拠点	生存科学研究拠点	実践型研究人材養成拠点	グリーンナノバイオエレクトロニクス研究拠点	
科学立国研究拠点									
生存科学研究拠点									
実践型研究人材養成拠点									
科学立国研究拠点									
生存科学研究拠点									
実践型研究人材養成拠点									
グリーンナノバイオエレクトロニクス研究拠点									

附 則 (24 教規程第 25 号)

この規程は、平成 24 年 5 月 21 日から施行する。